

【参考資料1】 既往の景観関連計画を踏まえた、景観計画策定に向けての課題案について

1) 景観計画の構成案と、既往の景観関連計画との関係について

目次構成案	景観法との関係	既往の景観関連計画における位置づけの有無					既往の景観関連計画を活用した計画策定に向けての調整課題
		生駒市都市景観形成ガイドプラン	生駒市景観形成基本計画	生駒市景観デザインマニュアル	生駒市緑の基本計画	奈良県景観計画	
第1章 目的と位置づけ		○ (当該計画の目的)	○ (当該計画の目的)	○ (当該計画の目的)	○ (当該計画の目的)	○	・過去の景観関連計画との関係を明確にすることが必要。
1. 計画の目的 2. 計画の位置づけ		○	○	○	○	○	
第2章 生駒市の景観特性と課題		○ (課題は景観類型別)	○ (課題は地区別かつ景観類型別)	○ (左記2景観関連計画に基づく)	○ (緑施策について)	○ (県全体)	・現状を踏まえ、景観特性、課題を整理することが必要。
第3章 景観計画区域	必須 (第8条第2項第1号)	○ (当該計画の対象区域、市全域)	○ (当該計画の対象区域、市全域)	○ (当該計画の対象区域、市全域)	○ (当該計画の対象区域、市全域)	○ (県全体)	・市全域を景観計画区域に指定することで問題ないか。 ・重点景観形成区域を指定するかどうかを検討することが必要。
第4章 基本理念と基本目標		○	○ (左記ガイドプランに基づく)	○ (左記2景観関連計画に基づく)	○ (緑施策について)	○ (県全体)	・ガイドプランの目標像を踏まえ、緑豊かな住宅地や眺望景観の内容を加味して検討することで問題ないか。
1. 基本理念 2. 基本目標		○	○	○	○	○	
第5章 良好な景観の形成に関する方針	必須 (第8条第2項第2号)	○ (景観類型別の景観形成指針のみ)	○ (地区別の景観形成指針のみ)	○ (景観類型別の景観デザインガイドのみ、一部地区に留意)	○ (緑施策について) (緑化重点地区も)	○ (県全体)	・市全体については、ガイドプランに示された基本方針を踏襲することで問題ないか。 ・地区区分について検討が必要。
第6章 行為の制限に関する事項	必須 (第8条第2項第3号)	× (景観類型別の景観形成指針のみ)	× (地区別の景観形成指針のみ)	× (景観類型別の景観デザインガイドのみ、一部地区に留意)	× (公園・緑地整備と緑化の方針のみ)	○ (県全体) (重点景観形成区域も)	・生駒の現状を把握するとともに、他都市の事例を参考に、届出の必要な行為、景観形成基準を設定することが必要。
1. 届出の必要な行為 2. 景観形成基準		×	×	×	×	○	
第7章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	必須 (第8条第2項第4号)	×	×	×	×	×	・景観重要建造物、景観重要樹木については方針のみを示し、今後、候補となる建築物等の調査を行うことで問題ないか。
第8章 良好な景観形成のために必要なその他の事項	選択 (第8条第2項第5号)	×	×	×	×	△	・屋外広告物については、別途屋外広告物条例の制定を行い、規制を強化することが必要。 ・公共施設については、「奈良県公共事業景観形成指針」を踏まえて方針を示すことで問題ないか。
1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項 2. 景観重要公共施設の整備に関する事項		×	×	×	×	△	
第9章 良好な景観形成のための推進体制		△	△	△ (行政指導に基づく計画運用方針)	○ (公園・緑地整備と緑化の推進のみ)	○	・市民を交えて、良好な景観の形成を推進する体制を構築することが必要。
1. 良好な景観形成のための役割分担 2. 既往制度等の活用による推進		△	△	△ ×	○ ○	○ ○	

- (注) 1. 「目次構成案」の「必須」印は、景観法により景観計画へ記載することが必須の項目。「選択」印は、必要であれば記載する項目。() 内は、景観法の対応する条文。
 2. 「既往の景観関連計画における位置づけの有無」における「○、△、×」印は、既往の各景観関連計画において、景観計画の構成案に掲載する内容が検討・整理されているかどうかの有無の状況
 ・「○」；概ね有り ・「△」；記載はされているが、具体的内容は示されていない ・「×」；ほとんど無し
 3. 「既往の景観関連計画における位置づけの有無」の「奈良県景観計画」は、「生駒市が踏まえるべき広域的な位置づけや方針」の有無の状況

2) 既往の景観関連計画を踏まえた景観計画策定に向けての課題案について

目次構成案		既往の景観関連計画における位置づけの有無					既往の景観関連計画を活用した計画策定に向けての課題			
		生駒市 都市景観形成 ガイドプラン	生駒市 景観形成 基本計画	生駒市 景観デザイン マニュアル	生駒市 緑の基本計画	奈良県 景観計画	踏まえるべき市民意向、委員会等での意見等		左記を踏まえた計画課題	その他の環境変化等 を踏まえた留意事項
							市民意向	委員会等での意見		
第1章 目的と位置づけ		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県の景観計画を踏まえながら、生駒市独自の景観計画をつくりたい。 景観施策をすべて網羅する必要はなく、基本的な計画策定と仕組みづくりを行い、計画策定後逐次見直していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の景観に関連する計画との関係を整理して、目的・位置づけを明確に示すことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観緑三法や、美しい国づくり政策大綱等により、地域固有の景観や環境資源の保全と活用に関する取り組みの強化が求められている。 	
1. 計画の目的	○	○	○	○	○					
2. 計画の位置づけ		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 好ましい景観として「生駒山や矢田丘陵などの山なみ景観」「生駒山や矢田丘陵などから眺める景観」があげられており、眺望景観を守っていくことが必要。また、「宝山寺や暗越奈良街道などの歴史的な景観」も重要視されている。 好ましくない景観として「屋外広告物の景観」が多く、規制が必要。また、国道168号などの幹線道路沿道や駅前などの景観など、都市部の景観および竜田川などの河川やため池などの水辺景観について改善が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路軸、河川軸、緑地軸を活かすことが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒らしさを活かすように整理することが必要。 ガイドプランに示されている「景観の3類型と景観区分」について、現状を確認することが必要。 	
第2章 生駒市の景観特性と課題		○	○	○	○	○				
第3章 景観計画区域	必須	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> まずは、生駒市全体を対象に議論したい。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域の範囲について検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国の事例では、行政区域全域に緩い規制をかけ、重要な区域を「重点景観形成区域」などに指定するところが多い。 	
第4章 基本理念と基本目標		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 市の特性を踏まえた計画づくりが必要。 市全体の景観構造を明確にした上で、大きな目標像の提示が必要。 緑豊かな住宅都市、生駒山などからの眺望景観を重視することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県景観計画の基本目標、ガイドプランの目標像を踏まえて内容を検討することが必要。 緑豊かな住宅都市の保全や、生駒山などからの眺望景観の保全の内容を入れた方が良いのでは。 		
1. 基本理念		○	○	○	○	○				
2. 基本目標		○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 美しい景観を守り育てるための重要な取り組みとして「山なみ景観の保全」「ごみの不法投棄の規制」「水辺の周辺緑化や美化の推進」があげられており、眺望景観やまちの美化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市民として何を大切にしたいのかを共有することが必要。 数値基準を考える前に、大きな方向性を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドプランは景観類型別、景観形成基本計画は地区別に方針を示しているが、地区の区分けについて検討が必要。 	
第5章 良好な景観の形成に関する方針	必須	○	○	○	○	○				
第6章 行為の制限に関する事項	必須	×	×	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市全体で考えると最低限守ってほしい基準とならざるを得ない。 地区で分けるのか、基準の内容をどうするのかを具体的に決めるため時間がかかる。 景観計画の基準を用途地域等にどこまで反映させることができるのか。 緑を見せる基準をどうやってつくるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 奈良県の基準を踏まえ、生駒の現状を把握するとともに、他都市の事例を参考に、届出の必要な行為、景観形成基準を設定することが必要。 		
1. 届出の必要な行為		×	×	×	×	○				
2. 景観形成基準		×	×	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物、景観重要樹木の選定には詳細な調査が必要であるため、今回は指定の方針のみを示す方が良いのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国では景観計画策定団体の約1割が景観重要建造物を指定しているに過ぎず、生駒市においても景観計画策定後、検討してはどうか。 	
第7章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	必須	×	×	×	×	×				
第8章 良好な景観形成のために必要なその他の事項	選択	×	×	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果では、屋外広告物の景観は好ましくない景観の第1位になっている。また、規制の強化を望む声もあげられているため、今後の対応が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の実態を把握し、規制することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観法の施行により、景観行政団体になれば、屋外広告物条例を制定できることとなった。 奈良県では「奈良県公共事業景観形成指針」を平成21年11月に策定している。 	
1. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項		×	×	×	×	○				
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項		×	×	×	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 行政、住民、協働で行うことを分けて考えることが必要。 景観計画策定後には、住民参加の場として箕面のような市民会議を考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生駒市他の計画や他都市の事例を参考に、住民の意識を高めながら参加できるように推進体制を構築することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民参加や市民自治に関する活動が全国で活発化している。 景観法において、良好な景観の形成のための「住民の責務」が明記されている。 	
第9章 良好な景観形成のための推進体制		△	△	△	○	△				
1. 良好な景観形成のための役割分担		△	△	△	○	△				
2. 都市計画法等の活用による推進		△	△	×	○	△				